

豊川市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命の安全を確保するため、危険住宅から移転する者に対し、予算の範囲内において交付する豊川市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」）について、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会2317号）、愛知県住宅・建築物ストック形成事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け住計第620号）及び豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 豊川市内に所在する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (2) 危険区域等 次に掲げる区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条により愛知県知事（以下「県知事」という。）が指定した土砂災害特別警戒区域
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項により県知事が愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号。以下「県条例」という。）第3条第1項の規定により指定した災害危険区域
- (3) 危険住宅 危険区域等に所在する住宅で、危険区域等に指定されたことにより建築基準法第3条第2項に規定する既存不適格となった住宅

(補助事業の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 危険住宅に居住する者で、当該住宅が危険住宅となる以前から居住している者（以下「危険住宅以前居住者」という。）又は危険住宅以前居住者から相続により当該住宅の所有者又は賃借人の地位を継承した者（継承する予定の者を含む。）であること。ただし、当該住宅の所有者でないときは、所有者の同意を得た者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金交付対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる建物（以下「補助金交付対象住宅」という。）は、危険住宅のうち、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 当該住宅等及びその敷地において、豊川市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの
- (2) 次条に規定する補助の対象となる事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないもの
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および建築基準法の規定に著しく違反していないもの

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付対象者が行う危険住宅からの移転とし、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 当該危険住宅の所在する区域について、当該危険性が大幅に軽減されるような急傾斜地崩壊防止工事、地すべり防止工事等の事業が実施されていないこと又は実施される予定がないこと。
- (2) 移転先は豊川市内とし、危険区域等でないこと。
- (3) 危険住宅は、除却すること。
- (4) 第8条の規定による申請をした日の属する年度内に当該事業を完了すること。

(補助金の額)

第6条 補助の内容及び限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請をしようとする日の属する年度の前年度の8月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに、事前相談書（第1号様式）に別表第2に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、交付申請書（第2号様式）に別表第3に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知をする場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、着手届（第5号様式）を交付決定通知書の通知の日から起算して30日を経過する日までに、別表第4に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第11条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の地位の承継を受けようとする者（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

3 交付決定者は、前2項の場合を除き、当該補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

4 第1項及び第2項に規定により地位の承継を受けようとする者は、地位の承継届（第6号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 交付決定者は、交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更する場合は、補助事業の変更箇所に着手する前に、変更承認申請書（第7号様式）に別表第5に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴わず、市長が軽微な変更内容と認めるときは、変更届（第8号様式）に別表第5に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に遂行することが困難になったときは、速や

かに遅滞等報告書（第10号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止）

第13条 交付決定者は、補助事業の中止をしようとするときは、速やかに、事業中止届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了実績報告書（第12号様式）に別表第6に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、完了実績報告書の提出があったときは、職員にこれを検査し、必要に応じて調査を行わせることができる。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（第13号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 確定通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3）第10条に定める期日までに、着手届が提出されなかったとき。
- （4）第14条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- （5）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

補助事業の内容	補助対象経費	補助限度額	補助率
危険住宅の除却等	危険住宅の除却等に要する経費	1 戸当り 9 7 5 千円を限度とする。	1 0 分の 1 0
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入	危険住宅に変わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額	1 戸当たり 4, 2 1 0 千円(建物 3, 2 5 0 千円、土地 9 6 0 千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域及び保全人家 1 0 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1 戸当たり 7, 3 1 8 千円(建物 4, 6 5 0 千円、土地 2, 0 6 0 千円、敷地造成 6 0 8 千円)を限度とする。	1 0 分の 1 0

別表第 2 (第 7 条関係)

提出書類	危険住宅及び移転先住宅の位置図	
	危険住宅の建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして次のいずれかの書類 ア 建築確認通知書の写し又はこれと同等のもの イ 検査済証の写し又はこれと同等のもの ウ 固定資産課税台帳登録証明書(家屋)の写し エ 建物の登記事項証明書の写し	

別表第3（第8条関係）

提出書類	申請者の住民票の写し	
	危険住宅移転事業実施計画書	別紙1
	市税等の滞納がないことを証明する書類	
	危険住宅の評価証明書（対象家屋に係るもの）又は登記事項証明書の写しその他危険住宅の所有者が確認できるもの（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）	
	危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）	
	案内図（危険住宅の位置及び移転先の敷地を表示したもので、危険住宅が危険区域内であることが分かる図を含む。）	
	危険住宅の写真（危険住宅と周囲のがけの状況がわかるもの）	
	移転先敷地の写真（中古住宅又は建売住宅を購入する際は建物の写真も含む。）	
	移転先住宅の配置図、各階平面図	
	危険住宅の除去等費の見積書	
	移転先住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ）に要する経費の見積書	
	金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表	
	所有者の同意書（危険住宅に居住する者が、所有者の同意を得て申請者となる場合）	第3号様式
その他市長が必要と認める書面		

別表第4（第10条関係）

提出書類	危険住宅の除去に係る契約書の写し	
	移転先住宅の建設、購入に関する契約書の写し	
	移転先の住宅の確認済証の写し（新築する場合）	
	その他市長が必要と認める書面	

別表第5（第12条関係）

提出書類	危険住宅移転事業変更実施計画書	別紙1
	変更後の見積書（変更承認申請の場合）	
	その他市長が必要と認める書面	

別表第6（第14条関係）

提出書類	危険住宅の除去	危険住宅の除却写真（着手前、工事中、完了時が確認できるもの）	
		除却等に要した経費の請求書又は領収書の写し（着手日、完了日が記載されたもので、施工業者の発行したものに限る）	
	危険住宅に代わる住宅の建設	移転先の住宅の写真（工事を伴う場合とし、工事中及び完了時が確認できるもの）	
		移転先の住宅の建設、購入に要した経費の請求書又は領収書の写し	
		融資契約書の写し及び借入金利子相当額の計算表	
		移転先の住宅を新築した場合は検査済証の写し	
	提出書類	その他市長が必要と認める書面	